

令和6年第1回定例会議案説明資料

- 1 議案第2号 令和5年度千葉市一般会計補正予算(第9号)中所管
(消防車両管理整備事業) P2
- 2 議案第2号 令和5年度千葉市一般会計補正予算(第9号)中所管
(消防防災ヘリコプター資格取得事業) P3
- 3 議案第33号 千葉市火災予防条例の一部改正について P4
- 4 議案第34号 千葉市消防関係手数料条例の一部改正について P7

【議案第2号】**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管
[消防車両管理整備事業]**

補正予算書 P10

1 補正理由

水槽付消防ポンプ自動車3台について、年度内の納入を予定していたが、ぎ装メーカーへの車台納入が当初予定していた時期よりも遅れることとなり、製造に必要な適正工期が確保できなくなったため、令和6年度に繰越しするもの。

2 補正予算額（繰越明許費）

198,666千円

(単位：千円)

節・細節	補正予算額	財 源		
		市 債	国 費	一般財源
備品購入費	198,370	182,000	15,096	1,274
公課費	296	0	0	296
計	198,666	182,000	15,096	1,570

3 事業概要

消防力の維持及び向上を図るため、老朽した水槽付消防ポンプ自動車を更新するもの。

4 配置予定場所

- (1) 花見川消防署
- (2) 若葉消防署殿台出張所
- (3) 美浜消防署高浜出張所

【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管
[消防防災ヘリコプター資格取得事業]

補正予算書 P10

1 補正理由

消防防災ヘリコプター「おおとり2号」の機体更新に伴い、新機体（製造国：イタリア）を運航するために必要となる資格を計画的に取得する予定であったが、イタリアでの資格取得に係る実地試験枠（国土交通省所管）を確保することが困難となったため、令和6年度に繰越しするもの。

2 補正予算額（繰越明許費）

49,000千円

(単位：千円)

節・細節	補正予算額	財源（一般財源）
委託料	43,918	43,918
旅費	4,600	4,600
手数料	482	482
計	49,000	49,000

3 事業概要

操縦士2人及び整備士1人が、イタリアにて新機体の消防防災ヘリコプター（レオナルド社製AW169型）を運航するために必要となる資格を取得するもの。

4 資格取得予定者数

令和6年度中に操縦士4人、整備士2人が取得予定。

財源内訳	操縦士	整備士
令和5年度繰越明許費	2人	1人
令和6年度当初予算	2人	1人
計	4人	2人

【議案第 33 号】

千葉市火災予防条例の一部改正について

議案書 P 1 2 8

1 背景及び趣旨

木材利用促進のための建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下同じ。）の一部改正により、建築物の主要構造部（壁、柱又は床等）に係る防火規制の合理化が行われたことから、消防用設備等の規制について消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下同じ。）の一部改正が行われることを踏まえ、千葉市火災予防条例（昭和 37 年千葉市条例第 4 号。以下同じ。）においても同様の規定について一部改正を行うもの。

2 改正内容

消防法及び千葉市火災予防条例では、消防用設備等の設置義務の対象となる建築物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。

建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とし、一部に木材の利用を可能とする建築物の建築が可能となるが、これらの建築物についても、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう消防法において規定の整備が行われたことから、千葉市火災予防条例においても同様に一部改正を行うもの。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日（※建築基準法改正日と同日）

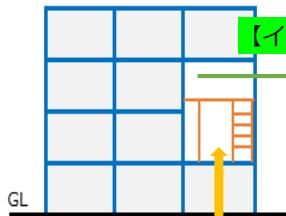
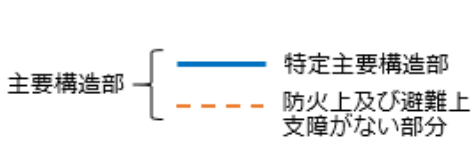
千葉県火災予防条例の一部改正について

消防法施行令の一部改正を踏まえて、条例の規定における屋内消火栓設備の設置基準を一部緩和する改正を行う。

【背景】

●木材利用を推進することを目的とした**建築基準法の一部改正**により、主要構造部（壁、柱、床等）の一部に木材を利用することが認められる。（令和6年4月1日施行）

防火上他と区画された範囲の木造化を可能に



【イメージ】



メゾネット住戸・客室等の中間床・階段及びこれを支える柱・はり・壁

建築基準法

木材利用が可能となる部分

	改正前	改正後
耐火建築物として耐火構造としなければならない部分	全ての主要構造部	特定主要構造部のみ (⇒耐火建築物の主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分は、耐火構造とすることは不要)

消防法施行令

千葉県火災予防条例



	改正前	改正後
屋内消火栓設備の設置基準※1,2を2倍読み、3倍読み※3するために耐火構造としなければならない部分	全ての主要構造部	特定主要構造部のみ

一部木材を利用した建築物であっても、従前どおりの規定をそのまま適用可能

- ※1 屋内消火栓設備は、各建築物（用途）の延べ面積に応じて設置基準面積が規定されている。
- ※2 千葉県火災予防条例は政令基準に対し、附加基準を制定している。
- ※3 主要構造部を耐火構造とする等、要件により基準面積を2倍、3倍読みし緩和する規定あり（通称：倍読み規定）。



屋内消火栓設備

施行日 令和6年4月1日
(建築基準法、消防法施行令の改正の施行日と同日)

新旧対照表（千葉市火災予防条例の一部を改正する条例）

改正前	改正後
<p>目次（略）</p> <p>第1章・第2章・第3章・第3章の2・第4章（略）</p> <p>第5章</p> <p>第34条の3～第34条の5（略）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第34条の6 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>（1）令別表第1（16）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>（2）令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の床面積の合計が150平方メートル（主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの）にあっては300平方メートル）以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの）にあっては300平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）</p> <p>以下（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章・第2章・第3章・第3章の2・第4章（略）</p> <p>第5章</p> <p>第34条の3～第34条の5（略）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第34条の6 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>（1）令別表第1（16）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>（2）令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の床面積の合計が150平方メートル（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの）にあっては300平方メートル）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの）にあっては300平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【議案第 34 号】

千葉市消防関係手数料条例の一部改正について

議案書 P 1 2 9

1 背景及び趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号。以下「政令」という。）の施行に伴い、千葉市消防関係手数料条例（平成 12 年千葉市条例 49 号）の一部を改正する。

(1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）関係

事務量及び物件費等の増加により、現行の手数料との乖離が大きくなっている審査事務に係る手数料について改定を行う。

(2) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）関係

現行、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）運搬車により LPガスの充填を行う際、一般消費者等に充填する民生用の場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）で定める「充てん設備」としての許可を取得し、一般消費者等以外に充填する工業用の場合は、高圧法で定める「移動式製造設備」としての許可を取得する必要がある。

事務手続の合理化及び標準手数料の改定に向けた検討結果を踏まえた政令の施行に伴い、審査事務に係る手数料について改定を行う。

2 改正内容

(1) 「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」及び「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」設置許可の申請に係る審査手数料の引き上げ。

(2) 液石法上の「充てん設備」として許可を受けた LPガス運搬車が、新たに高圧法上の「移動式製造設備」として許可を受ける場合に申請する審査手数料を一律 6 千円にするもの。（LPガスの処理容積に応じて徴収している現行と比較して、実質、審査手数料の引き下げ。）

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日（※政令の施行日と同日。）

千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

参考

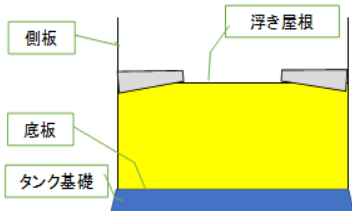
【背景】

- 事務及び物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定。〈消防法関係〉
- ※液石法上の許可を受けた場合、高圧ガス保安法上の許可を不要とする令和3年の地方分権提案を受け、手数料の引き下げを行う。〈高圧ガス保安法関係〉

※液石法・・・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律。以下同じ。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、千葉県消防関係手数料条例の一部改正を行う。

〈消防法関係〉 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料⇒**引き上げ**



【浮き屋根式タンク】

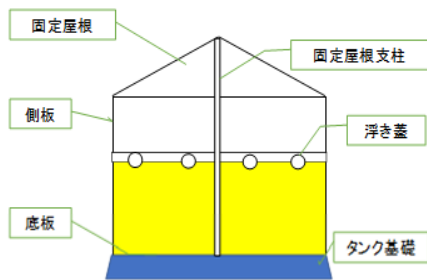


【浮き屋根式タンク】

■審査手数料

危険物の貯蔵最大数量	現行 (千円)	改定額 (千円)	引き上げ額 (千円)
千kℓ以上～5千kℓ未満	1,180	1,450	270
5千kℓ以上～1万kℓ未満	1,410	1,720	310
1万kℓ以上～5万kℓ未満	1,590	1,920	330
5万kℓ以上～10万kℓ未満	1,950	2,360	410
10万kℓ以上～20万kℓ未満	2,270	2,740	470
20万kℓ以上～30万kℓ未満	4,550	5,640	1,090
30万kℓ以上～40万kℓ未満	5,820	7,240	1,420
40万kℓ以上～	7,070	8,790	1,720

※市内は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所3基のみ
(浮き屋根式特定屋外タンクはなし)



【浮き蓋付タンク】



【浮き蓋付タンク】

〈高圧ガス保安法関係〉 移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものが申請する審査手数料⇒**引き下げ**

◎民生用(給湯器の燃料など)LPガスを工業用(溶接などの燃料等)の用途とする場合、液石法及び高圧ガス保安法の許可申請が必要になる。

現行

〈液石法〉 民生用

○充てん設備の許可 **28千円×設備数**

〈高圧ガス保安法〉 工業用

○製造許可に該当するもので移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

処理容積(100m³～)により **7千4百円～9万円**

改正後

〈液石法〉 民生用

○充てん設備の許可 **28千円×設備数**

〈高圧ガス保安法〉 工業用

○製造許可に該当するもので移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

(上記液石法の許可を受けた者の許可申請の場合)
一律 6千円

処理容積(100m³～)により **7千4百円～9万円**



充てん設備・移動式製造設備

液石法の許可を受けた者は一律
6千円となり引き下げになる

施行日 令和6年4月1日(政令の施行日と同日)

新旧対照表(千葉市消防関係手数料条例の一部改正)

千葉市消防関係手数料条例(平成12年千葉市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後										
千葉市消防関係手数料条例 第1条～第6条(略) 別表				千葉市消防関係手数料条例 第1条～第6条(略) 別表										
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1件につき)		手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1件につき)								
1(略)	(略)	(略)		1(略)	(略)	(略)								
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	製造所	(略)		2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	製造所	(略)								
	貯蔵所	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)第2条第1号に規定する屋内貯蔵所～特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	(略)	(略)	貯蔵所	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)第2条第1号に規定する屋内貯蔵所～特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	(略)	(略)						
									浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000
										危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,410,000		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000
										危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,590,000		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000
										危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,950,000		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	2,360,000
										危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,270,000		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,740,000
										危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,550,000		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	5,640,000
										危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,820,000		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	7,240,000
										危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	7,070,000		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	8,790,000
	令第2条第3号に規定する屋内タンク貯蔵所～令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所	(略)		令第2条第3号に規定する屋内タンク貯蔵所～令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所	(略)									
取扱所	(略)	(略)		取扱所	(略)	(略)								
3～21(略)	(略)	(略)		3～21(略)	(略)	(略)								

22 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可を受けようとする者	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び31の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	(略)	(略)
	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	(略)	(略)
	(追加)		(追加)
	高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	(略)	
26 (略)	22の項の高圧ガスの製造をしようとする者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。) 第37条の3第1項の完成検査を受け、 液化石油ガス法 第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)		
27~46 (略)	(略)	(略)	

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律(これに基づく政令を含む。)又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

22 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可を受けようとする者	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び31の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	(略)	(略)	
	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。) 第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。)	(略)	(略)	
	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。)		6,000円	
	高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	(略)		
26 (略)	22の項の高圧ガスの製造をしようとする者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。) 第37条の3第1項の完成検査を受け、 同法 第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)			
27~46 (略)	(略)	(略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律(これに基づく政令を含む。)又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。